

令和7年第1回姫路市議会
定例会提出議案

〔 議案第 19号～議案第 62号
報告第 1 号～報告第 5 号 〕

目 次

ページ

議案第 19号	姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について……………	1
議案第 20号	姫路市地場産業センター条例について……………	13
議案第 21号	姫路市職員定数条例の一部を改正する条例について……………	19
議案第 22号	姫路市職員給与条例の一部を改正する条例について……………	20
議案第 23号	姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例について……………	22
議案第 24号	姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例について……………	24
議案第 25号	姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……………	25
議案第 26号	姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	26
議案第 27号	姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第 28号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について……………	29
議案第 29号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について……………	31
議案第 30号	姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について……………	33
議案第 31号	姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	35
議案第 32号	姫路市民生委員定数条例の一部を改正する条例について……………	39
議案第 33号	姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例について……………	40
議案第 34号	姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について……………	41
議案第 35号	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条	

		例の一部を改正する条例について……………	4 2
議案第	3 6 号	姫路市立学校条例の一部を改正する条例について……………	4 4
議案第	3 7 号	姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	4 5
議案第	3 8 号	姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	4 6
議案第	3 9 号	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	4 8
議案第	4 0 号	姫路市美術品取得基金条例の一部を改正する条例について……………	5 0
議案第	4 1 号	姫路市文化振興基金条例の一部を改正する条例について……………	5 1
議案第	4 2 号	姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例の一部を改正する条例について……………	5 2
議案第	4 3 号	姫路城縦覧料等徴収条例の一部を改正する条例について……………	5 4
議案第	4 4 号	姫路城管理条例の一部を改正する条例について……………	5 7
議案第	4 5 号	姫路市工場立地促進条例の一部を改正する条例について……………	5 9
議案第	4 6 号	姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例について……………	6 9
議案第	4 7 号	姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について……………	8 0
議案第	4 8 号	姫路市立公園条例の一部を改正する条例について……………	8 1
議案第	4 9 号	姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例について……………	8 2
議案第	5 0 号	姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	8 3
議案第	5 1 号	姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例について……………	9 7
議案第	5 2 号	姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について……………	9 9
議案第	5 3 号	包括外部監査契約の締結について……………	1 0 1
議案第	5 4 号	姫路市仁色ふるさと農園に係る指定管理者の指定について……………	1 0 3

議案第	55号	姫路市民プラザに係る指定管理者の指定について……………	104
議案第	56号	手柄山駐輪場及び手柄山第二駐輪場に係る指定管理者の指定 について……………	105
議案第	57号	土地改良事業の計画の概要を定めることについて……………	107
議案第	58号	市道路線の認定及び廃止について……………	110
議案第	59号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 を定めることについて……………	130
議案第	60号	姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について……………	132
議案第	61号	市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任について……	133
議案第	62号	議決更正について……………	138
報告第	1号	専決処分の報告について……………	139
報告第	2号	専決処分の報告について……………	140
報告第	3号	専決処分の報告について……………	141
報告第	4号	専決処分の報告について……………	143
報告第	5号	専決処分の報告について……………	144

議 案 第 19号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、姫路市社会福祉審議会（姫路市社会福祉審議会条例（平成12年姫路市条例第6号）第1条に規定する姫路市社会福祉審議会をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業者は、その運営について、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員

に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項

階		各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室

等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第68号）第38条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年姫路市条例第56号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第45号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第46号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 20号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市地場産業センター条例について

姫路市地場産業センター条例を次のように制定する。

姫路市地場産業センター条例

(設置)

第1条 事業者の事業高度化に向けた製品等の開発、販路の拡大、事業者間の交流及びその人材の育成等を促進し、地場産業及び中小企業の振興並びに中心市街地の活性化を図り、もって地域経済の発展に寄与するため、産業振興の拠点として姫路市地場産業センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、次のとおりとする。

姫路市南駅前町123番地

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地場産業の振興に関すること。
- (2) 中小企業の振興に関すること。
- (3) 中心市街地の活性化に関すること。
- (4) 会議室及び附属設備の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第4条 センターの開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長が

必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定による市長の許可を受けてセンターの施設を使用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用許可)

第6条 別表区分の欄に掲げる施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、使用許可に際し、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) センターの建物、建物の附属設備、器具、備品等（以下これらを「建物等」という。）又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の変更等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反してセ

ンターを使用したとき、又は使用しようとするとき。

(2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 使用者は、センターの備品を使用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第9条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合によりセンターを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、その使用する建物等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、センターの係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第14条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行為の禁止)

第15条 何人も、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物等又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、センターの管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に掲げる者のほか、センターの管理上の必要な指示に従わない者

2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他必要な措置をしなければならない。

(損害の賠償)

第17条 建物等又は資料を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は第14条第3項本文に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(補則)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条、第10条関係）

区分	午前	午後1	午後2	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後1時から午後5時30分まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円
401会議室	11,000	7,700	7,700	15,400	11,000	37,400
402会議室	5,500	3,850	3,850	7,700	5,500	18,700
403会議室	4,400	2,750	2,750	5,500	4,400	14,300
404会議室	5,500	3,850	3,850	7,700	5,500	18,700
501会議室	11,000	7,700	7,700	15,400	11,000	37,400
502会議室	7,700	5,500	5,500	11,000	7,700	26,400
503会議室	6,600	4,400	4,400	8,800	6,600	22,000
601会議室	11,000	7,700	7,700	15,400	11,000	37,400
602会議室	7,700	5,500	5,500	11,000	7,700	26,400
603会議室	6,600	4,400	4,400	8,800	6,600	22,000
901会議室	23,100	16,500	16,500	33,000	23,100	79,200

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は商品の販売を行う場合の使用料は、使用料の額に当該使用料の10割に相当する額を加算した額とする。ただし、市長が公益上必要と認める場合は、この限りでない。
- 2 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合の超過時間に係る使用料は、当該施設区分に係る使用料（前項に該当するときは、同項により計算された額）を基礎として、当該使用区分ごとの1時間当たりの算出料金（表に定めのない時間帯にあっては、当初使用許可を受けた時間区分に係る1時間当たりの算出料金）に超過時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において

て、超過時間の計算は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときはその端数時間を1時間として計算する。

- 3 前項における使用料の算定において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

議 案 第 21号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員定数条例の一部を改正する条例について

姫路市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員定数条例の一部を改正する条例

姫路市職員定数条例（昭和24年姫路市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「604人」を「690人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 22号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員給与条例の一部を改正する条例について

姫路市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員給与条例の一部を改正する条例

姫路市職員給与条例（昭和29年姫路市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「（以下）」を「（姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年姫路市条例第27号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を除く。以下）」に改める。

第7条の2第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第7条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））」を加える。

第8条第1項第1号中「この項から第3項まで」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「以下この項及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）又は第1号」を「、第1号に定める額又は前号」に改め、同条第3項中「（以下この項及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に、「。以下この項」を「。第1号」に改め、同項第1号本文中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、「の2分の1に相当する額。」を「に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。））」に改め、同号ただし書を削り

、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

第14条の2第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第7条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議 案 第 23号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例について

姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員退職手当条例の一部を改正する条例

姫路市職員退職手当条例（昭和38年姫路市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第25条（見出しを含む。）中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した姫路市職員退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）という。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従

前の例による。

議 案 第 24号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例について

姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市事務分掌条例の一部を改正する条例

姫路市事務分掌条例（昭和42年姫路市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条第8号オ及び第10号イ中「手柄山中央公園」を「手柄山平和公園」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 25号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の育児休業等に関する条例（平成4年姫路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 26号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年姫路市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「266, 100円」を「270, 900円」に改め、同項第2号中「224, 600円」を「227, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る医師手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る医師手当の支給については、なお従前の例による。

議 案 第 27号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年姫路市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにす

るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 28号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年姫路市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「無償貸付」を「無償貸付け」に改める。

第1条中「貸付」を「貸付け等」に改める。

第2条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第3条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「前条第2項」に改める。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条の見出しを「（無償貸付け等）」に改め、同条中「貸付ける」を「貸し付ける」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合及び行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合について準用する。

第6条の見出しを「（減額貸付け等）」に改め、同条中「貸付け」を「貸し付け」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、貸付け以外の方法により普通財産を使用させる場合及び行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定する場合について準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 29号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年姫路市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2市長の款児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるものの項を削り、同款生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項中「、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報又は知的障害者関係情報」を削り、同款高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるものの項中「、国民健康保険給付関係情報」を削り、同款子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるものの項中「、自立支援給付関係

情報」を削り、「、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、」を「又は」に改め、「、特別児童扶養手当関係情報又は国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 30号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定
する。

姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年姫路市条例第3号）の一部
を次のように改正する。

第8条中「の各号」を削り、同条第1号中「100円」を「130円」に改め、同
条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、編入前の家島町の区域において排出される一般廃棄物
（前条に規定する一般廃棄物に限る。）を当該区域において市が処理する場合のご
み処理手数料の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とす
る。

- (1) 最大積載量が350キログラム以下の自動車で搬入する場合 1台につき2,
050円
- (2) 最大積載量が350キログラムを超え2,000キログラム以下の自動車で搬
入する場合 1台につき6,830円
- (3) 最大積載量が2,000キログラムを超え4,000キログラム以下の自動車
で搬入する場合 1台につき13,650円

第11条中「100円」を「130円」に改める。

附則第4項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の附則第4項の表編入前の家島町の区域の項に規定するごみ処理手数料を納付した際に発行されたごみ処分券を有する者が同日以後に編入前の家島町の区域において当該ごみ処分券により一般廃棄物の処理を求めようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を追加で納付しなければならない。
 - (1) 最大積載量が350キログラム以下の自動車で搬入する場合 1台につき475円
 - (2) 最大積載量が350キログラムを超え2,000キログラム以下の自動車で搬入する場合 1台につき1,580円
 - (3) 最大積載量が2,000キログラムを超え4,000キログラム以下の自動車
で搬入する場合 1台につき3,150円

議 案 第 31号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例について

姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年姫路市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 姫路市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年姫路市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改

正)

第4条 姫路市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 姫路市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 姫路市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年姫路市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び第3号並びに第7項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 姫路市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第46条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第4号、同条第10項並びに第38条第1項ただし

書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 姫路市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第149条第1項ただし書及び第4号、第184条第1項ただし書及び第3号並びに第191条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第131条第1項ただし書及び第4号、第168条第1項ただし書及び第3号並びに第175条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第12項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(姫路市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 姫路市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号及び第24条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第14条 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年姫路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 32号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市民生委員定数条例の一部を改正する条例について

姫路市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市民生委員定数条例の一部を改正する条例

姫路市民生委員定数条例（平成26年姫路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「935人」を「941人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議 案 第 33号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例について

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例

姫路市公衆浴場法基準条例（平成24年姫路市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1第6項第1号イ（ウ）中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 34号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例

姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表市長の款に次のように加える。

姫路市放課後児童 クラブ運営事業者 選定委員会	姫路市放課後児童クラブ条例（令和元年姫路市条例第17号）第1条に規定する放課後児童クラブの運営を行わせる事業者の候補者の選定に関する審議及び審査
-------------------------------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 35号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第16条の2 母子生活支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

第34条第7号イの表2階の項及び3階の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に改め、同表4階以上の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に、「同項第3号」を「同条第3項第3号」に改める。

第35条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例中第16条の次に1条を加える改正規定並びに第34条第7号イの表の改正規定は公布の日から、第35条第2号の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 36号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校条例の一部を改正する条例

姫路市立学校条例（昭和39年姫路市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「姫路市立坊勢幼稚園 姫路市家島町坊勢303番地3
姫路市立菅生幼稚園 姫路市夢前町菅生潤829番地1」 を「姫

路市立坊勢幼稚園 姫路市家島町坊勢303番地3」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 37号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を
定める条例（平成26年姫路市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例中附則第3条の改正規定は公布の日から、第14条第2号の改正規定は令
和7年4月1日から施行する。

議 案 第 38号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第29条第7号イの表2階の項中「同条第3項各号」を「第3項各号」に改め、同表4階以上の階の項中「同項第3号」を「同条第3項第3号」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 39号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項

各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 40号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市美術品取得基金条例の一部を改正する条例について

姫路市美術品取得基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市美術品取得基金条例の一部を改正する条例

姫路市美術品取得基金条例（昭和55年姫路市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 41号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市文化振興基金条例の一部を改正する条例について

姫路市文化振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市文化振興基金条例の一部を改正する条例

姫路市文化振興基金条例（平成2年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「整理」を「処理」に改め、同条中「整理する」を「、第1条の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てる」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（処分）

第7条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 42号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例の一部を改正する条例について

姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例の一部を改正する条例

姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例（平成4年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（6月1日から8月31日までの間にあっては、午前9時から午後6時まで）」を削る。

第3条中「から翌年1月1日まで」を「及び同月30日」に改める。

第4条中「別表に定める入園料」を「別表第1項に定める入園料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）又は同表第2項に定める共通入園料」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 姫路城縦覧料等徴収条例（昭和39年姫路市条例第37号）別表第3項に定める共通縦覧料を納付した者であって、当該共通縦覧料の納付により同条例第1条に規定する姫路城（以下「姫路城」という。）を縦覧する日と同日に好古園に入園しようとするものについては、前項の規定により入園料を納付した者とみなす。

第6条中「より、」の次に「別表第1項に定める」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 入園料

区分	金額
----	----

	円
個人	400
団体	320

備考

- 1 18歳未満の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学する者で18歳のものを含む。）は、無料とする。
- 2 「団体」とは、入園しようとする者（前項に規定する者を除く。）の人数が30人以上のものをいう。

2 共通入園料

区分	金額
個人	2,600円

備考 「共通入園料」とは、好古園への入園及び姫路城の縦覧を同日中に行うことができる料金をいう。

附 則

この条例中第2条及び第3条の改正規定は公布の日から、第4条の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第6条及び別表の改正規定は、令和8年3月1日から施行する。

議 案 第 43号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城縦覧料等徴収条例の一部を改正する条例について

姫路城縦覧料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路城縦覧料等徴収条例の一部を改正する条例

姫路城縦覧料等徴収条例（昭和39年姫路市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、年間縦覧料及び共通縦覧料並びに」に改める。

第2条中「次に掲げる」を「別表第1項に定める」に改め、「以下同じ。）」の次に「、同表第2項に定める年間縦覧料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）」又は同表第3項に定める共通縦覧料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）」を加え、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 姫路城西御屋敷跡庭園好古園条例（平成4年姫路市条例第3号）別表第2項に定める共通入園料を納付した者であって、当該共通入園料の納付により同条例第1条に規定する好古園（以下「好古園」という。）に入園する日と同日に姫路城を縦覧しようとするものについては、前項の規定により縦覧料を納付した者とみなす。

第5条第1項中「縦覧料」を「市長」に改め、「次の各号」の次に「のいずれか」を、「範囲内において」の次に「別表第1項に定める縦覧料を」を加え、同項第1号中「30人以上」を「（姫路城を縦覧しようとする者（別表第1項に定める縦覧料を納付する必要がある者に限る。）の人数が30人以上であるものをいう。）である場合」に、「2割引」を「2割」に改め、同条第2項中「の場合」を「に該当する場合」に、「かさねて」を「重ねて」に改める。

第7条の見出し中「縦覧料等」を「縦覧料」に改め、同条中「掲げるもの」を「掲

げる者」に、「縦覧料等」を「縦覧料」に改め、同条第1号中「6歳未満」を「18歳未満」に、「小学校就学前の」を「高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に在学する」に、「6歳」を「18歳」に改め、同条第3号中「もの」を「者」に改める。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

1 縦覧料

区分	金額	
	市民	市民以外
個人	1,000円	2,500円

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者（第7条第1号に該当する者を除く。）をいう。
- 2 「市民以外」とは、前項に規定する者以外の者（第7条第1号に該当する者を除く。）をいう。

2 年間縦覧料

区分	金額
個人	5,000円

備考 「年間縦覧料」とは、当該縦覧料を納付した日から起算して1年を経過する日までの間、同一人が回数について制限を受けることなく姫路城を縦覧することができる料金をいう。

3 共通縦覧料

区分	金額
個人	2,600円

備考 「共通縦覧料」とは、姫路城の縦覧及び好古園への入園を同日中に行うことができる料金をいう。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

議 案 第 44号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城管理条例の一部を改正する条例について

姫路城管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路城管理条例の一部を改正する条例

姫路城管理条例（昭和39年姫路市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別図」を「別図第1」に改める。

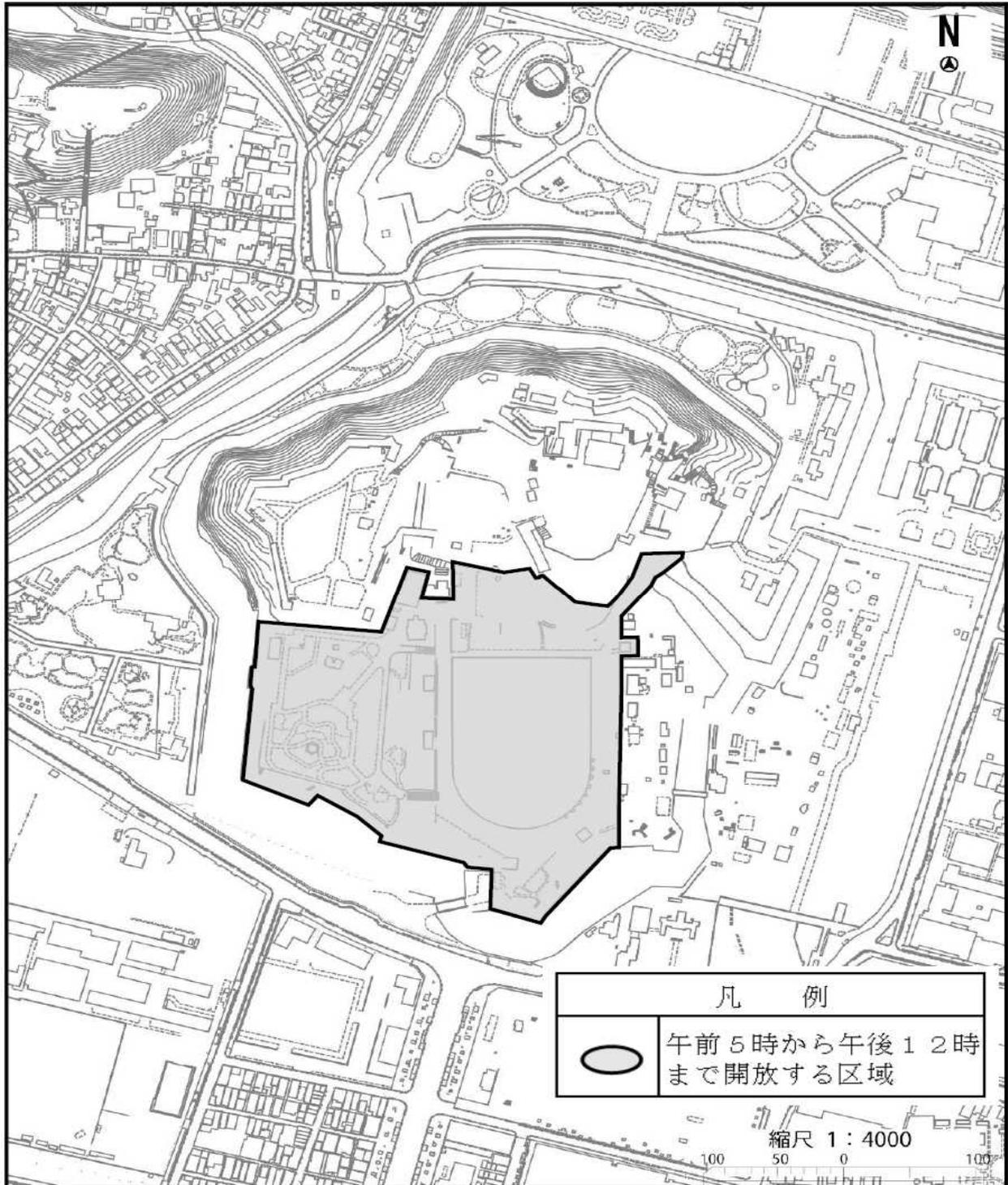
第5条の見出しを「（公開時間等）」に改め、同条中「（6月1日から8月31日までの間にあつては、午後6時まで）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 姫路城のうち、別図第2に示す区域の開放時間は、午前5時から午後12時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

第6条中「から同月31日まで」を「及び同月30日」に改める。

別図を別図第1とし、同図の次に次の1図を加える。

別図第2（第5条関係）



附 則

この条例中第5条の見出し及び同条の改正規定（同条に1項を加える改正規定を除く。）並びに第6条の改正規定は公布の日から、第2条の改正規定、第5条に1項を加える改正規定、別図の改正規定及び同図を別図第1とし、同図の次に1図を加える改正規定は令和7年6月1日から施行する。

議 案 第 45号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市工場立地促進条例の一部を改正する条例について

姫路市工場立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市工場立地促進条例の一部を改正する条例

姫路市工場立地促進条例（昭和60年姫路市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「工場立地」を「企業立地」に改める。

第1条中「工場立地」を「企業立地」に改める。

第2条第1号中「試験研究の用に供する施設」の次に「であって、規則で定める要件を満たすもの」を加え、「これら施設」を「本社」に改め、同条第11号中「工場」を「工場等」に、「雇用されている者」を「雇用されている常用従業員」に改め、同号を同条第14号とし、同条第10号中「工場」を「工場等」に、「雇用された者」を「雇用された常用従業員」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 常用従業員 設置に係る工場等において勤務する者のうち、雇用期間を定めることなく事業者には雇用されるもの（雇用保険被保険者に限る。）

第2条第9号中「工場」を「工場等」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「総称する」を「いう」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「を市域内に移設する」を「の機能の全部又は一部を本市区域内の別の場所に新たに建設し、取得し、又は賃借した工場に移転する」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「建設する」を「建設し、取得し、又は賃借する」に改め、「工場の建設」の次に「、取得又は賃借」を加え、同号を同条第7号と

し、同条第4号中「拡大する」を「拡大し、若しくは新製品を製造する」に、「又は本市区域内」を「若しくは本市区域内」に、「建設する」を「建設し、取得し若しくは賃借する」に改め、「含む。）」の次に「又は本市区域内に本社事務所を有する者が、当該本社事務所の機能を拡充する目的で当該本社事務所を新たに拡張し、若しくは本市区域内に新たに本社事務所を建設し、取得し、若しくは賃借すること」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号中「本市区域内に工場」の次に「、本社事務所又は大規模雇用事業所（以下「工場等」という。）」を加え、「工場を建設する」を「工場等を建設し、取得し、又は賃借する」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 本社事務所 会社法（平成17年法律第24号）第2条第1号に規定する会社が設置する事務所のうち規則で定めるものをいう。

(4) 大規模雇用事業所 大規模な雇用が継続的に見込める事業所のうち規則で定めるものをいう。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定による申請は、別表の対象施設の欄及び区分の欄に掲げる対象施設及び区分ごとに行うものとし、事業者が申請しようとする工場等が同表対象施設の欄に掲げる対象施設の区分の2以上に該当する場合は、該当するもののうちいずれか1つについてのみ申請することができるものとする。

第4条中「の各号」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 前条第1項の規定による申請に該当する別表の対象施設の欄及び区分の欄に掲げる対象施設及び区分に応じ、それぞれ同表の申請の条件の欄に規定する内容を満たしていること。

(2) 工場の設置をする場合にあっては、当該設置が次に掲げるいずれかの地域で行われること。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域、工業地域又は準工業地域

イ その他工場導入が適当であると市長が認める地域

第4条中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とする。

第5条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による決定に際して必要と認める条件を付することができる。
- 3 指定事業者が中小企業であることの判定は、第1項の規定による決定の際に行うものとする。

第6条中「の各号」を削り、同条ただし書中「第4条の申請の条件」を「別表申請の条件の欄」に、「新規雇用された常用従業員又は転入した常用従業員（以下この条において「新規雇用された常用従業員等」という。）に係るもの」を「雇用に係る要件」に、「9人（中小企業にあっては2人）以上の新規雇用された常用従業員等」を「当該要件」に、「雇用している」を「継続して満たしている」に改め、同条第1号中「工場設置奨励金」を「工場等設置奨励金」に、「工場」を「工場等」に、「当該工場」を「当該工場等」に改め、「この号において」を削り、「6年度間」を「2年度間」に、「2分の1」を「5分の3」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条ただし書中「第4条の申請の条件のうち中小企業に係るものを満たしたことにより指定事業者として決定されたもの」を「第5条第1項の規定による決定の際に中小企業と判定された指定事業者」に、「3年度間」を「2年度間」に改め、「並びに固定資産税初年度から3年度を経過した年度及びこれに続く2年度間における各年度の固定資産税額の2分の1に相当する額（増設、移設又は更新の場合にあっては規則で定める額を控除した額）」を削り、同条第2号中「工場」を「工場等」に、「以下この号において「事業所税初年度」という」を「以下「事業所税初年度」という」に、「6年度間における各年度の当該工場部分」を「2年度間における各年度の当該工場等の部分」に、「事業所税額の2分の1」を「事業所税資産割額の5分の3」に、「場合にあっては」を「場合にあっては、」に改め、同条ただし書中「第4条の申請の条件のうち中小企業に係るものを満たしたことにより指定事業者として決定されたもの」を「第5条第1項の規定による決定の際に中小企業と判定された指定事業者」に、「3年度間」を「2年度間」に、「当該工場部分」を「当該工場等の部分」に、「事業所税額」を「事業所税資産割額」に改め、「並びに事業所税初年度の翌年度から3年度を経過した年度及びこれに続く2年度間における各年度の当該工場部分に相当する事業所税額の2分の1に相当する額（増設、移設又は更新の場合にあっては規

則で定める額を控除した額)」を削り、同条第3号中「限る」を「限り、出産、育児、傷病等の理由により休業中の者を含む」に改め、「30万円」の次に「(女性にあっては、60万円)」を加え、同号ただし書中「新規雇用された常用従業員にあっては6年度間、転入した常用従業員にあっては1年度間について支給するものとし、支給限度額をそれぞれ合計額2億円」を「3年度間について支給するもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号の規定により算定した額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

第6条の2の見出し中「工場」を「工場等」に改め、同条中「工場を設置するもののうち工場を設置して主力製造工場とし、又は主力製造工場において工場を設置するもの」を「工場等を設置する事業のうち主力製造工場等を設置するものであって規則で定めるもの」に、「前条」を「第6条」に、「により算出した」を「の区分に応じ、当該各号に定める」に、「前条ただし書」を「第6条第1項ただし書及び第2項」に改め、同条第1号本文中「工場設置奨励金」を「工場等設置奨励金」に、「設置した工場が操業を開始した日以後において、当該工場に対して、最初に到来する1月1日を賦課期日として固定資産税を賦課する年度(以下この号において「固定資産税初年度」という。)」を「固定資産税初年度」に、「6年度間における各年度の固定資産税額の10分の1に相当する額」を「2年度を経過した年度及びこれに続く3年度間における各年度の固定資産税額の5分の3に相当する額」に、「あっては」を「あっては、」に改め、「とする」を削り、同号ただし書中「第4条の申請の条件のうち中小企業に係るものを満たしたことにより指定事業者として決定されたもの」を「第5条第1項の規定による決定の際に中小企業と判定された指定事業者」に、「3年度を経過した年度及びこれに続く2年度間における各年度の固定資産税額の2分の1に相当する額」を「2年度を経過した年度及びこれに続く3年度間における各年度の固定資産税額に相当する額」に、「あっては」を「あっては、」に改め、「とする。」を削り、同条第2号本文中「設置した工場が操業を開始した日以後最初に終了する事業年度(以下この号において「事業所税初年度」という。)」を「事業所税初年度」に、「6年度間における各年度の当該工場部分に相当する事業所税額の10分の1

に相当する額」を「2年度を経過した年度及びこれに続く3年度間における各年度の当該工場等の部分に相当する事業所税資産割額の5分の3に相当する額」に、「場合にあつては」を「場合にあつては、」に改め、「とする」を削り、同号ただし書中「第4条の申請の条件のうち中小企業に係るものを満たしたことにより指定事業者として決定されたもの」を「第5条第1項の規定による決定の際に中小企業と判定された指定事業者」に、「3年度を経過した年度及びこれに続く2年度間における各年度の当該工場部分に相当する事業所税額の2分の1に相当する額」を「2年度を経過した年度及びこれに続く3年度間における各年度の当該工場等の部分に相当する事業所税資産割額に相当する額」に、「あつては」を「あつては、」に改め、「とする。」を削り、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(経済波及効果が見込まれる工場等に対する奨励措置の加算措置)

第6条の2 市長は、工場等を設置する事業のうち経済波及効果が見込まれる工場等を設置するものであって規則で定めるものについては、前条に規定する奨励措置の額に予算の範囲内で、指定事業者に対し、次の各号に掲げる奨励措置の区分に応じ、当該各号に定める額を加算して支給することができる。この場合においては、前条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。

- (1) 工場等設置奨励金の支給 固定資産税初年度から2年度を経過した年度及びその翌年度の固定資産税額の5分の3に相当する額（増設、移設又は更新の場合にあつては、規則で定める額を控除した額）。ただし、第5条第1項の規定による決定の際に中小企業と判定された指定事業者については、固定資産税初年度から2年度を経過した年度及びその翌年度の固定資産税額に相当する額（増設、移設又は更新の場合にあつては、規則で定める額を控除した額）
- (2) 事業所奨励金の支給 事業所税初年度の翌年度（個人にあつては、最初の課税期間となる年の翌年。以下この号において同じ。）から2年度を経過した年度及びその翌年度の当該工場等の部分に相当する事業所税資産割額の5分の3に相当する額（増設、移設又は更新の場合にあつては、規則で定める額を控除した額）。ただし、第5条第1項の規定による決定の際に中小企業と判定された指定事業者については、事業所税初年度から2年度を経過した年度及びその

翌年度の事業所税資産割額に相当する額（増設、移設又は更新の場合にあっては、規則で定める額を控除した額）

第6条の3の次に次の1条を加える。

（奨励措置の額の限度額）

第6条の4 前3条の規定により交付する奨励措置の額の総額は、一の指定につき7億円を超えないものとする。ただし、過去において工場等の事業の用に供されたことのない土地において立地を行うと市長が認めるものについては、15億円とする。

2 前項ただし書の規定は、同項ただし書の規定に該当するものとして前3条による奨励措置を受けている指定事業者に対し新たに第5条第1項の規定による決定を行い、当該決定に基づき奨励措置を行う場合には適用しない。

第7条中「の各号」を削り、同条第1号中「工場設置」を「工場等の設置」に改める。

第8条第1号から第3号までの規定中「工場」を「工場等」に改め、同条第4号中「当該工場」を「当該工場等」に改める。

第9条第1項第2号中「とき」の次に「又は設置した工場等での事業を休止し、廃止し、若しくはこれらと同様の状態になったとき」を加え、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前条第1号の規定による届出を行わず、かつ、第3条第1項の規定による申請において計画されていた操業開始予定日から起算して規則で定める期間が経過してなお操業を開始していないとき。

第9条第2項中「前項」を「第1項」に、「対して、奨励措置を行わず、又は」を「ついて、事業開始日以後10年を経過していないときは、」に、「工場設置奨励金」を「工場等設置奨励金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを受けた者に対して、当該指定の取消しを受けた日以後の奨励措置は行わない。

第10条中「工場経営」を「工場等の経営」に改める。

第12条第1項中「工場を設置し」を「工場等を設置し」に、「工場の設置」を「工場等の設置」に、「第2条第10号及び第11号」を「第2条第12号から第14号までの規定」に、「第6条の2」を「第6条の2及び第6条の3」に、「第9条第2項」を「第9条第2項及び第3項」に、「工場経営」を「工場等の経営」に改め、同条第2項中「第2条第8号」を「第2条第10号」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第4条関係)

対象施設	区分	申請の条件			
		投下固定資産 総額	雇用	床面積	その他
工場（貨物運送を行う事業及び倉庫業を営む事業の用に供するものを除く。）	新設	5億円（中小企業にあっては、3,000万円）以上	新規雇用された常用従業員又は転入した常用従業員が操業開始日に9人（中小企業にあっては、2人）以上	適用なし	投下固定資産総額又は雇用のいずれか一方の条件を充足すれば足りる。
	増設	5億円（中小企業にあっては、3,000万円）以上	適用なし	適用なし	
	更新	3,000万円以上	適用なし	適用なし	中小企業であること。
	移設	5億円（中小企業にあっては、3,000万円）以上	適用なし	適用なし	公害の防止、公共事業の施行その他公益上特に市長が必要と認

					めるものであること。
工場（貨物運送を行う事業又は倉庫業を営む事業の用に供するものに限る。）	新設	5億円（中小企業にあっては、5,000万円）以上	新規雇用された常用従業員又は転入した常用従業員が操業開始日に9人（中小企業にあっては、2人）以上	適用なし	
	増設	5億円（中小企業にあっては、5,000万円）以上	新規雇用された常用従業員又は転入した常用従業員が操業開始日に9人（中小企業にあっては、2人）以上	適用なし	
	移設	5億円（中小企業にあっては、5,000万円）以上	新規雇用された常用従業員又は転入した常用従業員が操業開始日に9人（中小企業にあっては、2人）以上	適用なし	公害の防止、公共事業の施行その他公益上特に市長が必要と認めるものであること。
本社事務所	新設	適用なし	常用従業員のうち専ら本社機能に従事する者が操業開始日に1	500平方メートル以上	店舗に該当するもの及び賃借物件に設置するものを除く。

			0人以上		
	増設	適用なし	常用従業員のうち専ら本社機能に従事する者が操業開始日に20人以上	増加する床面積が500平方メートル以上	店舗に該当するもの及び賃借物件に設置するものを除く。
大規模雇用事業所	新設	適用なし	従業員が操業開始日に100人（理学及び医学・薬学に関する研究所にあつては、50人）以上	1,000平方メートル以上	店舗に該当するもの及び賃借物件に設置するものを除く。

備考 床面積とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第12号の家屋課税台帳又は同条第13号の家屋補充課税台帳に登録されている床面積をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の姫路市企業立地促進条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に指定の申請をする者について適用し、施行日前に指定の申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条から第6条の4までの規定は、施行日以後に指定事業者として決定された者又は令和8年4月1日以後に新条例第8条第2号に該当したことにより

同条の届出をした指定事業者について適用し、その他の指定事業者については、
なお従前の例による。

議 案 第 46号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

姫路市建築確認申請手数料等徴収条例（平成12年姫路市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「31,000円」を「53,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「43,000円」を「57,000円」に改め、同項第5号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「22,000円」を「25,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「34,000円」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同項第9号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「21,000円」を「24,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「29,000円」を「33,000円」に改め、同項第10号中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同項第11号中「第18条第20項」を「第18条第29項」に、「19,000円」を「20,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「25,000円」を「27,000円」に改め、同項第12号から第14号までの規定中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同項第15号中「第18条第24項第1号若しくは第2号」を「第18条第38項第1号若しくは第2号」に改め、同項第26号中「第55条第2項」の次に「又は地域再生法

(平成17年法律第24号)第17条の44の規定により読み替えて適用する建築基準法第55条第4項第2号」を加え、同項第63号中「第191号」の次に「。以下「盛土規制法」という。」を加え、「第8条第1項本文」を「第12条第1項本文」に改め、「基づく宅地造成」の次に「又は特定盛土等に関する工事の許可及び盛土規制法第30条第1項本文の規定に基づく特定盛土等」を加え、「宅地造成工事許可申請手数料」を「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料」に、「12,000円」を「13,000円」に、「21,000円」を「24,000円」に、「31,000円」を「36,000円」に改め、「2,000平方メートルを超え」の次に「3,000平方メートル以下の場合54,000円、3,000平方メートルを超え」を加え、「47,000円」を「66,000円」に、「67,000円」を「90,000円」に、「110,000円」を「144,000円」に、「170,000円」を「218,000円」に、「250,000円」を「346,000円」に、「340,000円」を「488,000円」に、「420,000円」を「630,000円」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(63)の2 盛土規制法第12条第1項本文又は第30条第1項本文の規定に基づく
土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査 土石の堆積に関する工事の
許可申請手数料 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以下の場合
は11,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合
は13,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下
の場合16,000円、2,000平方メートルを超え3,000平方メー
トル以下の場合19,000円、3,000平方メートルを超え5,000平
方メートル以下の場合28,000円、5,000平方メートルを超え1ヘク
タール以下の場合31,000円、1ヘクタールを超え2ヘクタール以下の場合
は38,000円、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合52,00
0円、4ヘクタールを超え7ヘクタール以下の場合72,000円、7ヘクタ
ールを超え10ヘクタール以下の場合100,000円、10ヘクタールを超
える場合は130,000円

第2条第1項第64号中「宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項」を「盛

土規制法第16条第1項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、「の変更許可」の次に「及び盛土規制法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更許可」を加え、「宅地造成工事変更許可申請手数料」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料」に改め、同号ア中「宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、「前号」を「第63号」に改め、同号イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 土石の堆積に関する工事の計画のうち、工事の内容の変更をする場合 変更する部分の土地の面積に応じ、前号に規定する額

第2条第1項第64号の次に次の1号を加える。

(64)の2 盛土規制法第18条第1項本文の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事に対する中間検査及び盛土規制法第37条第1項本文の規定に基づく特定盛土等に関する工事に対する中間検査 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査手数料 切土又は盛土をする面積が3,000平方メートル以下の場合には3,000円、3,000平方メートルを超え2ヘクタール以下の場合には6,000円、2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の場合には12,000円、4ヘクタールを超え7ヘクタール以下の場合には24,000円、7ヘクタールを超え10ヘクタール以下の場合には42,000円、10ヘクタールを超える場合は60,000円

第2条第1項第71号中「及びイ」を「からウまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 計画又は計画の変更に関し建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第2条第1項第1号に規定する建築行為に係る建築物（同項第2号若しくは第3号に掲げる建築行為に係る建築物又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第10条第9項若しくは第54条第8項若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）

）第18条第2項若しくは第30条第8項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる建築物を除く。以下この号及び第77号の2において「仕様基準適用住宅」という。）が含まれる場合 第77号の2に掲げる仕様基準適用住宅に関する確認申請等手数料の金額に相当する額

第2条第1項第74号中「（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）」を削り、同号ア中「第76号まで」の次に「及び第77号の2から第79号まで」を加え、同号中ケをシとし、クをサとし、キをコとし、同号カ中「誘導仕様基準」の次に「及び誘導仕様・計算併用法」を加え、同号中カをケとし、ケの前に次のように加える。

ク 建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画である場合（住宅部分に限る。）であって、低炭素基準適合証が添付されておらず、かつ、誘導仕様・計算併用法により算出するときは、床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては54,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては92,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては166,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては232,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては439,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては740,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,342,000円

第2条第1項第74号オ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号、第79号、第82号及び第85号において「省令」という。）第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準（以下この号及び第82号において「誘導仕様基準」という。）」を「誘導仕様基準」に改め、同号中オをキとし、エをカとし、同号ウ中「添付されていない」を「添付されておらず、かつ、誘導仕様基準及び誘導仕様・計算併用法により算出しない」に改め、同号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画である場合であつて、低炭素

基準適合証及び性能評価書が添付されておらず、かつ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号、第78号から第80号まで及び第82号において「省令」という。）

）第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準（以下この号及び第82号において「誘導仕様基準」という。）により算出するときは、床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては21,000円、200平方メートル以上のものにあつては23,000円

エ 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画である場合であつて、低炭素基準適合証及び性能評価書が添付されておらず、かつ、省令第10条第2号イ（1）及び同号ロ（2）又は同号イ（2）及び同号ロ（1）に規定する基準（以下この号及び第82号において「誘導仕様・計算併用法」という。）により算出するときは、床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては29,000円、200平方メートル以上のものにあつては32,000円

第2条第1項第77号の次に次の1号を加える。

(77)の2 仕様基準適用住宅である場合における建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査 仕様基準適用住宅である場合に関する確認申請等手数料 第1号に定める額に次の区分に定める額を加えた額 一戸建ての住宅の場合であつて、床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては19,000円、200平方メートル以上のものにあつては21,000円、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては34,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては62,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては119,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては170,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては308,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては50

0,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては881,000円

第2条第1項第78号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に、「建築物の部分が含まれる」を「特定建築行為である」に、「第18条第17項」を「第18条第21項」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「同法第11条第1項」を「省令第1条第1項第1号」に改め、「及び第85号」を削り、「合計が」の次に「、300平方メートル未満のものにあつては9,000円」を、「296,000円」の次に「、一戸建ての住宅の場合であつては、4,500円、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては9,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては19,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては43,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては78,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては125,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては189,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては286,000円」を加え、同項第79号中「適合性判定申請手数料」を「適合性判定申請手数料 次に掲げる額を合算した額」に改め、同号ア中「、次号及び第85号」を「及び次号」に改め、「」のうち非住宅部分の床面積の合計が」の次に「、300平方メートル未満のものにあつては22,000円、」を、「建築物のうち非住宅部分の床面積の合計が」の次に「、300平方メートル未満のものにあつては93,000円」を加え、同号イ中「工場等のうち非住宅部分の床面積の合計が」の次に「、300平方メートル未満のものにあつては26,000円、」を、「建築物のうち非住宅部分の床面積の合計が」の次に「、300平方メートル未満のものにあつては238,000円」を加え、同号ウ中「第34条第3項」を「第29条第3項」に改め、「であつて、」の次に「非住宅部分の」を、「合計が」の次に「、300平方メートル未満のものにあつては12,000円」を、「352,000円」の次に「、

一戸建ての住宅の場合であって、床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては6,600円、200平方メートル以上のものにあつては7,100円、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては26,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては63,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては97,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては156,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては220,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては347,000円」を加え、同号中ウをカとし、イの次に次のように加える。

ウ 省令第1条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準(以下この号及び次号において「仕様基準」という。)による場合であつて、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては19,000円、200平方メートル以上のものにあつては21,000円、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては34,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては62,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては119,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては170,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては308,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては500,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては881,000円

エ 省令第1条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準(以下この号及び次号において「仕様・計算併用法」という。)の場合であつて、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては27,000円、200平方メートル以上のものにあ

っては30,000円、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては52,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては90,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては164,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては230,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては437,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては738,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,340,000円

オ 仕様基準及び仕様・計算併用法によらない場合であつて、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては35,000円、200平方メートル以上のものにあつては39,000円、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては69,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては118,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては209,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては291,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては566,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては977,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,798,000円

第2条第1項第80号中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「同法第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号ア中「であつて」を「にあつては」に改め、「工場等以外の建築物のうち」及び「の合計が、300平方メートル未満のものにあつては93,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては119,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては158,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては264,000円、5,000平方メートル

ル以上10,000平方メートル未満のものにあつては339,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては415,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては482,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては644,000円、工場等のうち非住宅部分の変更しようとする部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては22,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更しようとする部分の床面積」を削り、同号イ中「であつて」を「にあつては」に改め、「工場等以外の建築物のうち」及び「の合計が、300平方メートル未満のものにあつては238,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものにあつては300,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては388,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては563,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては689,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては823,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては935,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,187,000円、工場等のうち非住宅部分の変更しようとする部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものにあつては26,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更しようとする部分の床面積」を削り、同号ウ中「であつて」を「にあつては」に改め、「の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更しようとする部分の床面積」を削り、「前号ウ」を「前号カ」に改め、同号中ウをカとし、イの次に次のように加える。

ウ 仕様基準による場合にあつては、住宅部分（省令第1条第1項第2号に規定する住宅部分をいう。以下この号及び第82号において同じ。）の変更しようとする部分の床面積に応じ、前号ウに規定する額

エ 仕様・計算併用法による場合にあつては、住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じ、前号エに規定する額

オ 仕様基準及び仕様・計算併用法によらない場合にあつては、住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じ、前号オに規定する額

第2条第1項第81号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。第84号において「施行規則」という。）第11条」を「建築物省エネ法施行規則第13条」に改め、同号ただし書中「の合計が、300平方メートル未満のものにあつては12,000円、300平方メートル以上のものにあつては変更した部分の床面積」を削り、「第79号ウ」を「第79号カ」に改め、同項第82号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号ア中「第35条第1項第1号」を「第30号第1項第1号」に改め、「（建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び第85号において同じ。）」及び「及び第85号」を削り、同号中サをストし、コをシとし、ケをサとし、同号ク中「誘導仕様基準」の次に「及び誘導仕様・計算併用法」を加え、同号中クをコとし、コの前に次のように加える。

ケ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る性能向上計画で誘導仕様・計算併用法によるときは、一戸建ての住宅以外の住宅の床面積の合計が、300平方メートル未満のものにあつては52,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものにあつては90,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものにあつては164,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものにあつては230,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものにあつては437,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものにあつては738,000円、50,000平方メートル以上のものにあつては1,340,000円

第2条第1項第82号中キをクとし、同号カ中「誘導仕様基準」の次に「及び誘導仕様・計算併用法」を加え、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 適合証が添付されていない場合で、住宅建築物に係る性能向上計画で誘導仕様・計算併用法によるときは、一戸建ての住宅の床面積の合計が、200平方メートル未満のものにあつては27,000円、200平方メートル以上のもの

のにあつては30,000円

第2条第1項第83号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第84号中「施行規則第29条」を「建築物省エネ法施行規則第28条」に改め、同項第85号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第5号の改正規定（「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）、同項第6号から第8号までの改正規定、同項第9号の改正規定（「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）、同項第10号の改正規定、同項第11号の改正規定（「第18条第20項」を「第18条第29項」に改める部分に限る。）、同項第12号から第15号までの改正規定、同項第26号の改正規定及び同項第78号の改正規定（「第18条第17項」を「第18条第21項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議 案 第 47号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市営住宅管理条例の一部を改正する条例

姫路市営住宅管理条例（平成9年姫路市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中

「

庄田住宅	姫路市北条宮の町634番地 姫路市北条宮の町672番地1	を
------	---------------------------------	---

」

「

庄田住宅	姫路市庄田86番地1 姫路市北条宮の町634番地 姫路市北条宮の町672番地1	に改める。
------	---	-------

」

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 48号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立公園条例の一部を改正する条例について

姫路市立公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立公園条例の一部を改正する条例

姫路市立公園条例（平成18年姫路市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項第1号中「手柄山中央公園」を「手柄山平和公園」に改める。

第33条の2、第33条の3第2項並びに第33条の6第3号及び第4号中「及びキャストィ21公園」を「、キャストィ21公園及び飾磨中央公園」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第3条の4第2項第1号の改正規定 令和7年4月1日

（準備行為）

2 飾磨中央公園に係る姫路市立公園条例第33条の2の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、姫路市立公園条例第33条の3から第33条の5までの規定の例により行うことができる。

議 案 第 49号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例について

姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市消防事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

姫路市消防事務手数料徴収条例（平成12年姫路市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「の各号」及び「申請者から1件につき300円の」を削り、「徴収する」を「無料とする」に改め、同項第3号中「以外の」の次に「消防隊（法第2条第8項に規定するものをいう。）の出動に関する」を加え、同条に次の1項を加える。

3 本市は、前項各号に掲げる証明以外の証明の事務について、申請者から1件につき300円の手数料を徴収する。

第3条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改める。

第6条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第2項及び第3項並びに第3条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議 案 第 50号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

姫路市立学校職員の給与に関する条例（昭和31年姫路市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「園長」の次に「、指導教諭」を加える。

第5条第5項中「（以下）」を「（姫路市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年姫路市条例第27号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を除く。以下）」に改める。

第9条の3第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の勤務に従事する時間等を考慮して委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

高等学校職員給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,500	376,800	451,900
	2	202,200	223,100	321,200	378,300	453,700
	3	204,500	225,500	323,000	379,700	455,500
	4	206,700	227,900	324,700	381,100	457,300
	5	208,900	230,300	326,300	382,500	458,900
	6	211,200	232,700	328,400	384,000	460,600
	7	213,400	235,100	330,500	385,500	462,500
	8	215,600	237,500	332,600	386,900	464,200
	9	217,800	239,900	334,500	388,200	465,900
	10	220,000	241,500	336,500	389,700	467,500
	11	222,200	243,100	338,300	391,200	469,000
	12	224,400	244,700	340,100	392,700	470,500
	13	226,600	246,300	341,800	394,100	472,000
	14	228,700	247,800	343,400	395,600	473,300
	15	230,800	249,200	344,900	397,100	474,600
	16	232,900	250,600	346,400	398,600	475,900
	17	235,000	252,000	347,700	400,000	477,100
	18	236,800	253,200	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	254,400	350,500	403,200	478,500
	20	240,200	255,600	351,900	404,700	479,200
	21	241,900	257,000	353,200	405,900	479,800
	22	243,200	258,200	354,800	407,300	480,500
	23	244,500	259,500	356,400	408,700	481,200
	24	245,800	260,800	357,800	410,000	481,900
	25	247,000	262,100	359,300	411,600	482,500
	26	248,200	264,000	360,700	413,000	483,200
	27	249,400	265,800	362,100	414,300	483,900
	28	250,600	267,600	363,300	415,700	484,600
	29	251,700	269,300	364,500	417,100	485,200
	30	252,900	271,500	366,200	418,400	485,900
	31	254,100	273,700	367,800	419,900	486,600
	32	255,300	275,900	369,400	421,400	487,300
	33	256,400	278,100	371,100	423,000	487,900
	34	257,700	280,300	372,800	424,400	488,600
	35	259,000	282,500	374,500	426,000	489,300
	36	260,300	284,600	376,200	427,500	490,000
	37	261,700	286,600	377,500	429,200	490,600
	38	263,100	288,500	379,000	430,700	491,300
	39	264,400	290,400	380,200	432,300	492,000
	40	265,700	292,200	381,300	433,900	492,700
	41	267,000	294,000	382,400	435,400	493,300
	42	268,000	295,900	383,700	436,900	
	43	269,000	297,700	385,000	438,100	
	44	269,900	299,400	386,300	439,300	
	45	270,600	301,100	387,800	440,500	
	46	271,400	302,900	389,500	441,800	
	47	272,200	304,600	391,100	443,000	
	48	273,000	306,200	392,500	444,200	
	49	273,800	307,800	393,700	445,300	
	50	274,600	309,500	395,200	446,500	
	51	275,300	311,300	396,500	447,700	
	52	276,100	313,000	398,000	448,900	
	53	276,900	314,300	399,400	450,100	
	54	277,700	316,200	400,800	451,300	
	55	278,500	318,000	402,200	452,500	
	56	279,300	319,700	403,700	453,700	
57	280,000	321,400	405,000	454,800		

58	280,600	323,300	405,900	455,400
59	281,400	325,000	407,100	455,900
60	282,300	326,700	408,300	456,400
61	283,100	328,400	409,500	456,900
62	283,700	330,200	410,700	457,500
63	284,500	332,000	411,900	458,000
64	285,200	333,700	413,100	458,500
65	286,200	335,400	414,000	459,000
66	287,000	336,700	415,200	459,600
67	287,800	338,000	416,300	460,100
68	288,500	339,300	417,500	460,600
69	289,200	340,800	418,500	461,100
70	290,000	342,400	419,500	461,700
71	290,800	343,900	420,500	462,200
72	291,500	345,500	421,400	462,700
73	292,200	347,000	422,100	463,200
74	292,900	348,600	422,800	463,800
75	293,600	350,200	423,700	464,300
76	294,200	351,700	424,500	464,800
77	294,800	353,200	424,900	465,300
78	295,500	354,800	425,500	
79	296,200	356,400	425,900	
80	296,800	357,900	426,500	
81	297,400	359,400	427,100	
82	298,100	361,000	427,400	
83	298,800	362,600	427,600	
84	299,500	364,100	427,800	
85	300,200	365,600	427,900	
86	301,000	367,200	428,000	
87	301,700	368,800	428,300	
88	302,400	370,300	428,500	
89	303,100	371,800	428,800	
90	304,000	373,200	429,100	
91	304,800	374,600	429,400	
92	305,600	375,900	429,600	
93	306,100	377,200	429,900	
94	306,900	378,600	430,200	
95	307,700	380,000	430,500	
96	308,500	381,300	430,800	
97	309,200	382,400	431,100	
98	310,000	383,800	431,400	
99	310,800	385,100	431,700	
100	311,500	386,400	432,000	
101	312,300	387,600	432,300	
102	313,200	388,900	432,600	
103	314,100	390,000	432,900	
104	314,900	391,200	433,200	
105	315,500	392,400	433,500	
106	316,300	393,500	433,800	
107	317,100	394,700	434,100	
108	317,900	395,900	434,400	
109	318,600	397,300	434,700	
110	319,000	398,300	435,000	
111	319,400	399,300	435,300	
112	319,900	400,300	435,600	
113	320,400	401,200	435,900	
114	320,800	402,200		
115	321,300	403,300		
116	321,700	404,400		
117	322,200	405,100		
118	322,700	406,000		
119	323,100	406,900		
120	323,600	407,800		
121	324,100	408,600		
122	324,500	409,400		
123	325,000	410,200		

	124	325,500	411,000			
	125	326,100	411,600			
	126	326,400	412,300			
	127	326,700	413,000			
	128	327,000	413,700			
	129	327,200	414,300			
	130	327,500	414,800			
	131	327,800	415,200			
	132	328,000	415,500			
	133	328,200	415,800			
	134	328,400	416,100			
	135	328,600	416,400			
	136	328,900	416,600			
	137	329,200	416,800			
	138	329,400	417,100			
	139	329,700	417,400			
	140	330,000	417,600			
	141	330,200	417,800			
	142	330,400	418,100			
	143	330,700	418,400			
	144	330,900	418,600			
	145	331,200	418,800			
	146	331,400	419,100			
	147	331,700	419,400			
	148	332,000	419,600			
	149	332,200	419,800			
	150	332,400	420,100			
	151	332,700	420,400			
	152	333,000	420,600			
	153	333,200	420,800			
	154	333,500	421,100			
	155	333,800	421,400			
	156	334,100	421,600			
	157	334,300	421,800			
	158	334,600	422,100			
	159	334,900	422,400			
	160	335,200	422,600			
	161	335,400	422,800			
	162	335,700	423,100			
	163	336,000	423,400			
	164	336,300	423,600			
	165	336,500	423,800			
	166	336,800	424,100			
	167	337,100	424,400			
	168	337,400	424,600			
	169	337,600	424,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

備考

- (1) この表は、高等学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師及び実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に、7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2備考中「園長」の次に「、指導教諭」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

指導主事給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,500	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,200	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,000	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	324,700	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,300	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,400	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,500	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,600	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,500	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,500	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	338,300	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	340,100	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,800	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,400	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,900	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,400	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,700	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,100	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,700	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,400	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,900	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,300	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,700	379,400	457,300
	26	248,100	264,000	360,000	380,600	457,800
	27	249,200	265,800	361,300	381,800	458,300
	28	250,300	267,600	362,500	382,900	458,800
	29	251,500	269,300	363,600	384,000	459,300
	30	252,800	271,500	365,000	385,200	459,800
	31	254,000	273,700	366,300	386,400	460,300
	32	255,200	275,900	367,600	387,500	460,800
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
	34	257,500	280,300	370,300	389,800	461,800
	35	258,700	282,500	371,600	391,000	462,300
	36	259,900	284,600	372,900	392,200	462,800
	37	261,100	286,600	374,000	393,400	463,300
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	463,800
	39	263,500	290,400	376,000	395,900	464,300
	40	264,700	292,200	377,000	397,100	464,800
	41	265,900	294,000	378,000	398,300	465,300
	42	267,000	295,900	379,200	399,600	
	43	268,100	297,700	380,400	400,600	
	44	269,200	299,400	381,600	401,700	
	45	270,200	301,100	382,500	402,900	
	46	271,000	302,900	383,800	404,100	
	47	271,800	304,600	385,100	405,300	
	48	272,600	306,200	386,300	406,500	
	49	273,300	307,800	387,000	407,600	
	50	274,100	309,500	388,200	408,600	
	51	274,800	311,300	389,200	409,900	
	52	275,500	313,000	390,300	411,100	
	53	276,300	314,300	391,000	412,300	
	54	277,100	316,200	392,100	413,400	
	55	277,900	318,000	393,100	414,500	
	56	278,600	319,700	394,100	415,600	
57	279,300	321,400	395,200	416,600		

58	280, 100	323, 300	396, 200	417, 800
59	280, 900	325, 000	397, 300	419, 000
60	281, 600	326, 700	398, 400	420, 200
61	282, 200	328, 400	399, 200	420, 800
62	282, 900	330, 200	400, 300	421, 600
63	283, 600	332, 000	401, 400	422, 300
64	284, 200	333, 700	402, 400	422, 800
65	284, 900	335, 400	403, 400	423, 100
66	285, 600	336, 700	404, 300	423, 400
67	286, 300	338, 000	405, 300	423, 800
68	287, 000	339, 300	406, 300	424, 200
69	287, 700	340, 800	407, 100	424, 500
70	288, 500	342, 300	408, 100	424, 900
71	289, 200	343, 800	409, 000	425, 200
72	289, 900	345, 300	410, 000	425, 500
73	290, 400	346, 700	410, 700	425, 800
74	291, 100	348, 200	411, 300	426, 200
75	291, 800	349, 700	412, 000	426, 500
76	292, 400	351, 200	412, 700	426, 800
77	293, 000	352, 600	413, 200	427, 100
78	293, 700	354, 100	413, 900	427, 400
79	294, 300	355, 600	414, 400	427, 700
80	294, 900	357, 100	415, 000	427, 900
81	295, 500	358, 500	415, 500	428, 100
82	296, 100	359, 800	415, 800	428, 400
83	296, 700	361, 100	416, 000	428, 700
84	297, 300	362, 300	416, 200	428, 900
85	297, 800	363, 500	416, 400	429, 100
86	298, 300	364, 700	416, 700	429, 400
87	298, 800	365, 900	417, 000	429, 700
88	299, 300	367, 000	417, 300	429, 900
89	299, 700	368, 100	417, 700	430, 100
90	300, 300	369, 200	418, 000	430, 400
91	300, 800	370, 300	418, 300	430, 700
92	301, 300	371, 400	418, 600	430, 900
93	301, 600	372, 500	418, 900	431, 100
94	302, 100	373, 700	419, 200	431, 400
95	302, 600	374, 800	419, 500	431, 700
96	303, 000	375, 900	419, 800	431, 900
97	303, 400	376, 900	420, 100	432, 100
98	303, 900	377, 900	420, 400	432, 400
99	304, 400	378, 800	420, 700	432, 700
100	304, 800	379, 700	421, 000	432, 900
101	305, 200	380, 500	421, 300	433, 100
102	305, 600	381, 500	421, 600	
103	306, 000	382, 400	421, 900	
104	306, 300	383, 300	422, 200	
105	306, 500	384, 100	422, 500	
106	306, 800	385, 000	422, 800	
107	307, 100	385, 900	423, 100	
108	307, 300	386, 800	423, 400	
109	307, 500	387, 600	423, 700	
110	307, 700	388, 600	424, 000	
111	308, 000	389, 500	424, 300	
112	308, 300	390, 400	424, 600	
113	308, 500	391, 000	424, 900	
114		391, 900	425, 200	
115		392, 800	425, 500	
116		393, 700	425, 800	
117		394, 500	426, 100	
118		395, 200		
119		396, 000		
120		396, 800		
121		397, 400		
122		398, 100		
123		398, 800		

	124		399,400			
	125		400,000			
	126		400,700			
	127		401,200			
	128		401,800			
	129		402,400			
	130		403,000			
	131		403,500			
	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
	166		413,100			
	167		413,400			
	168		413,600			
	169		413,800			
	170		414,100			
	171		414,400			
	172		414,600			
	173		414,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

備考

- (1) この表は、指導主事で委員会の定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に、7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5中

園長の職務

重要又は困難な業務を行う園長の職務

を

「

1 園長の職務

2 指導教諭の職務

1 重要又は困難な業務を行う園長の職務

2 重要又は困難な業務を行う指導教諭の職務

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において姫路市立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

1 高等学校職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	2
19	11	3	3
20	12	4	4
21	13	5	5
22	14	6	6
23	15	7	7
24	16	8	8
25	17	9	9
26	18	10	10
27	19	11	11
28	20	12	12
29	21	13	13
30	22	14	14
31	23	15	15
32	24	16	16
33	25	17	17
34	26	18	18
35	27	19	19
36	28	20	20
37	29	21	21
38	30	22	22
39	31	23	23
40	32	24	24
41	33	25	25
42	34	26	26
43	35	27	27
44	36	28	28
45	37	29	29
46	38	30	30
47	39	31	31
48	40	32	32
49	41	33	33
50	42	34	34
51	43	35	35
52	44	36	36
53	45	37	37
54	46	38	38
55	47	39	39

56	48	40	40
57	49	41	41
58	50	42	
59	51	43	
60	52	44	
61	53	45	
62	54	46	
63	55	47	
64	56	48	
65	57	49	
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	
72	64	56	
73	65	57	
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78	70	
87	79	71	
88	80	72	
89	81	73	
90	82	74	
91	83	75	
92	84	76	
93	85	77	
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		
102	94		
103	95		
104	96		
105	97		
106	98		
107	99		
108	100		
109	101		
110	102		
111	103		
112	104		
113	105		
114	106		
115	107		

116	108		
117	109		
118	110		
119	111		
120	112		
121	113		

2 指導主事給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8
25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13
30	22	18	14
31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18
35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30
47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35

52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38
55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	
59	51	47	
60	52	48	
61	53	49	
62	54	50	
63	55	51	
64	56	52	
65	57	53	
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	
74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78	74	
87	79	75	
88	80	76	
89	81	77	
90	82	78	
91	83	79	
92	84	80	
93	85	81	
94	86	82	
95	87	83	
96	88	84	
97	89	85	
98	90	86	
99	91	87	
100	92	88	
101	93	89	
102	94	90	
103	95	91	
104	96	92	
105	97	93	
106	98	94	
107	99	95	
108	100	96	
109	101	97	
110	102	98	
111	103	99	

112	104	100	
113	105	101	
114	106		
115	107		
116	108		
117	109		
118	110		
119	111		
120	112		
121	113		
122	114		
123	115		
124	116		
125	117		

議 案 第 51号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例について

姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市教育職員退職手当条例の一部を改正する条例

姫路市教育職員退職手当条例（昭和38年姫路市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第19条（見出しを含む。）中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した姫路市教育職員退職手当条例第1条に規定する職員（同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、

なお従前の例による。

議 案 第 52号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年姫路市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第16条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の2 委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 53号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を下記のとおり締結したい。

地方自治法第252条の36第1項の規定により提出する。

記

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和7年4月1日
- 3 契約金額 14,900,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払い
- 5 契約の相手方 住所 姫路市田寺山手町11番18号
氏名 合田 幹孝
資格 公認会計士

議 案 第 54号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市仁色ふるさと農園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市仁色ふるさと農園

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市西二階町4-1

(2) 名 称 合同会社REFARMA

(3) 代表者 代表社員 松村 寿仁

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

議 案 第 55号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市民プラザに係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市民プラザ

2 指定管理者となる団体

イーグレひめじ・日本管財グループ共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市本町68番290

名 称 イーグレひめじ管理株式会社

代表者 代表取締役 檜本 公彦

(2) 構成員

所在地 西宮市六湛寺町9番16号

名 称 日本管財株式会社

代表者 代表取締役 福田 慎太郎

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議 案 第 56号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

手柄山駐輪場及び手柄山第二駐輪場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

手柄山駐輪場及び手柄山第二駐輪場

2 指定管理者となる団体

手柄山駐輪場マネジメントパートナーズ

(1) 代表者

所在地 姫路市西駅前町1番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

(2) 構成員

所在地 姫路市土山一丁目3番8号

名 称 神姫バス不動産株式会社

代表者 代表取締役 秋久 正人

(3) 構成員

所在地 京都府京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1

名 称 株式会社アーキエムズ

代表者 代表取締役 村田 雅明

3 指定の期間

令和7年9月1日から令和11年3月31日まで

議 案 第 57号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

土地改良事業の計画の概要を定めることについて

土地改良事業の計画の概要を下記のとおり定めたい。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により提出する。

記

1 地区名 才加大池（姫路市香寺町中村）

2 事業の施行に係る地域の所在及び現況

(1) 所在 姫路市香寺町中村の一部

(2) 現況 受益面積 農地約30.9ヘクタール

3 事業の基本計画

(1) 主要工事 堤体工 1式

洪水吐工 1式

取水施設工 1式

仮設工 1式

(2) 予定工期 令和7年4月から令和10年3月まで

(3) 環境との調和についての配慮

ため池等の整備に際しては、周辺景観や生物生息環境に配慮するものとする。

4 費用の概算 136,480千円

5 事業の効果 ため池の決壊を未然に防止し、農業用水の確保と農業経営の安定を図る。

6 計画概要図 別図のとおり

農村地域防災減災事業

才加大池地区 位置図

所在地：兵庫県姫路市香寺町中村

別図

S=1:20,000



凡例

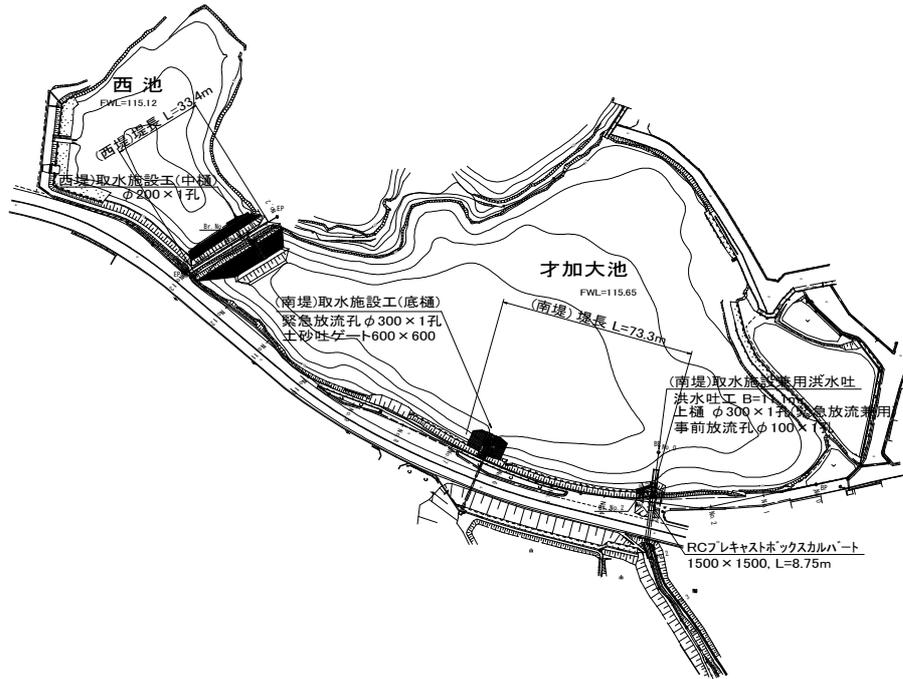
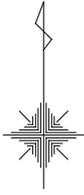
受益面積 (30.9ha)

被害面積 (14.9ha)

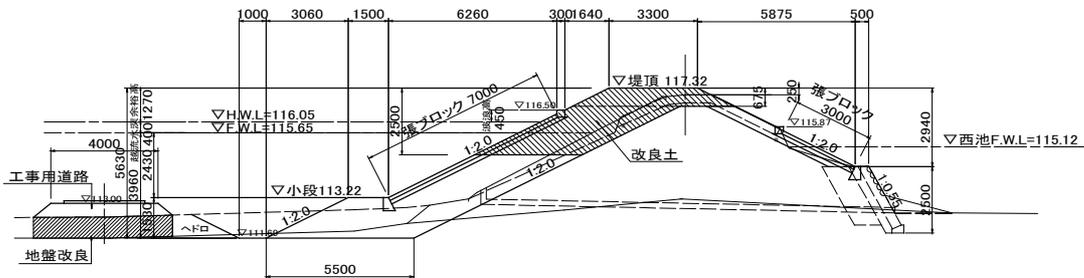


才加大池平面図

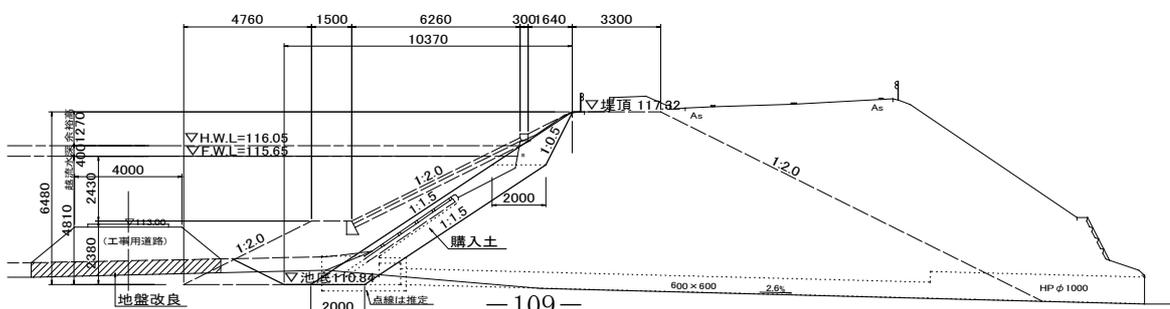
S=1:3,500



S=1:350



S=1:350



議 案 第 58号
令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の認定及び廃止について

下記路線を市道として認定し、及び廃止したい。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により提出する。

記

1 認定する路線

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
城北 287号線	姫路市上大野一丁目359番1地先	
	姫路市上大野一丁目351番3地先	
城北 346号線	姫路市八代東光寺町463番10地先	
	姫路市八代東光寺町463番15地先	
高岡 311号線	姫路市下手野四丁目668番1地先	
	姫路市下手野四丁目668番8地先	
白鳥 449号線	姫路市青山西二丁目1433番5地先	
	姫路市青山西二丁目1433番9地先	
白鳥 450号線	姫路市青山四丁目1032番8地先	
	姫路市青山四丁目1032番5地先	
城東 259号線	姫路市城東町中河原2番53地先	
	姫路市城東町中河原2番81地先	

城東 260号線	姫路市城東町中河原2番30地先	
	姫路市城東町中河原2番41地先	
城東 261号線	姫路市城東町中河原2番66地先	
	姫路市城東町中河原2番70地先	
糸引 198号線	姫路市継59番1地先	
	姫路市継58番8地先	
高浜 298号線	姫路市飾磨区阿成鹿古363番1地先	
	姫路市飾磨区阿成鹿古363番3地先	
八幡 397号線	姫路市広畑区蒲田57番5地先	
	姫路市広畑区蒲田55番19地先	
八幡 398号線	姫路市広畑区則直152番33地先	
	姫路市広畑区則直152番36地先	
勝原 374号線	姫路市勝原区熊見372番19地先	
	姫路市勝原区熊見372番16地先	
勝原 375号線	姫路市勝原区宮田712番3地先	
	姫路市勝原区宮田712番7地先	
余部 106号線	姫路市余部区下余部241番1地先	
	姫路市余部区下余部237番13地先	
余部 107号線	姫路市余部区下余部237番3地先	
	姫路市余部区下余部237番7地先	
御国野 143号線	姫路市御国野町国分寺661番13地先	
	姫路市御国野町国分寺661番8地先	
の形 98号線	姫路市の形町の形1508番1地先	
	姫路市の形町の形1508番17地先	
中寺 202号線	姫路市香寺町溝口382番1地先	
	姫路市香寺町溝口382番5地先	

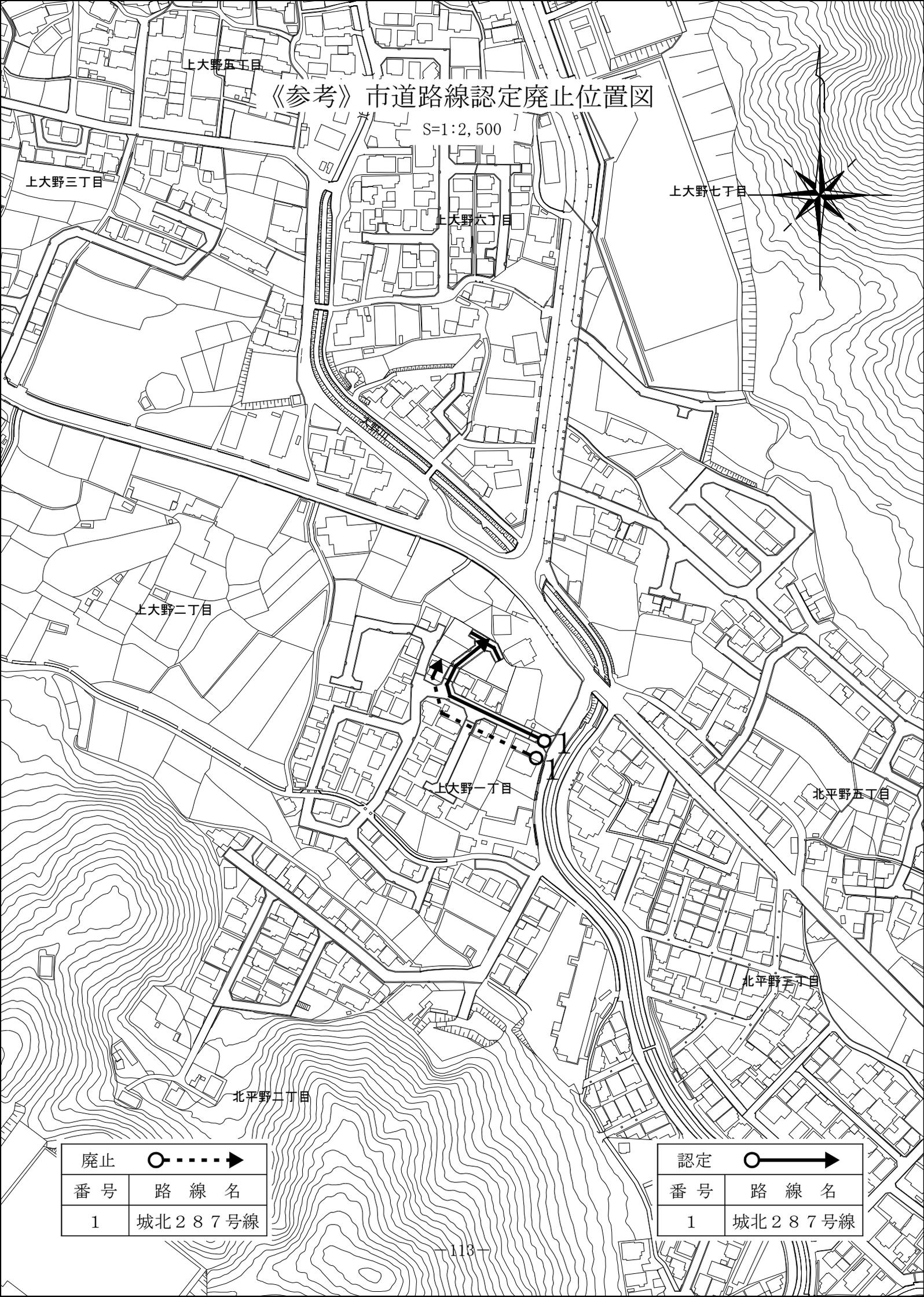
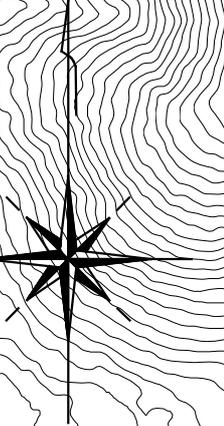
中寺 203号線	姫路市香寺町溝口516番4地先	
	姫路市香寺町溝口482番1地先	

2 廃止する路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
城北 287号線	姫路市上大野一丁目359番1地先	
	姫路市上大野一丁目350番8地先	

《参考》市道路線認定廃止位置図

S=1:2,500



廃止	
番号	路線名
1	城北287号線

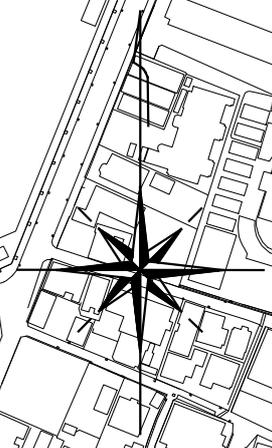
認定	
番号	路線名
1	城北287号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

北八代二丁目

北八代一丁目



八代東光寺町

八代



1

八代本町一丁目

八代本町二丁目

船場川

舟井町

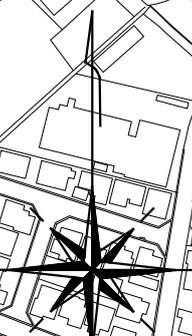
本町

認定 番号	路線名
1	城北346号線

114

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



夢前川

東夢前台二丁目

下手野四丁目

東夢前台三丁目



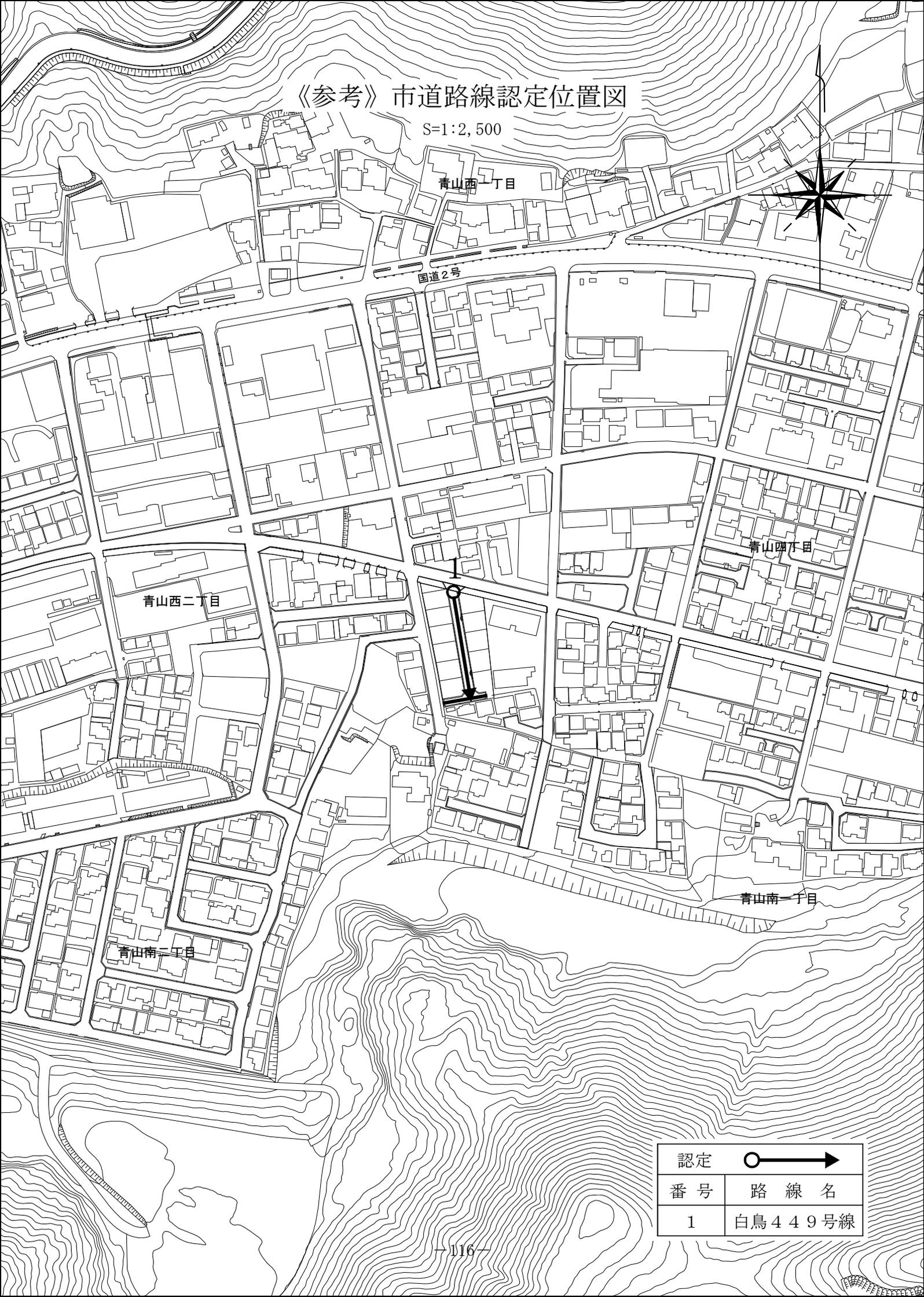
下手野三丁目

東夢台道路線

認定	
番号	路線名
1	高岡311号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定 番号	路線名
1	白鳥449号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

青山五丁目

国道2号

青山四丁目

青山三丁目

青山南一丁目



認定 番号	路線名
1	白鳥450号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

市立城東保育所

国道372号

城東町

城東町昆沙門

城東町中原

城東町清水

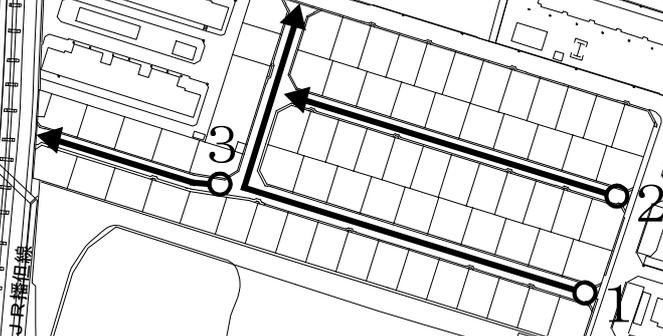
市立城東幼稚園

城東町五軒屋

城東町竹之門

市立城東小学校

京口町



認定	番号	路線名
	1	城東259号線
	2	城東260号線
	3	城東261号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



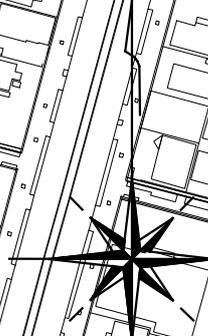
認定	
番号	路線名
1	系引198号線

119

市立高浜保育所

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



飾磨区上野田六丁目

飾磨区阿成麩古



飾磨区下野田四丁目

市立高浜幼稚園

標道中野越路停車場線

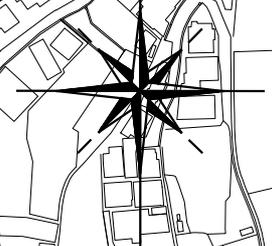
飾磨区阿成植木

市立高浜小学校

認定	
番号	路線名
1	高浜298号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広畑区東夢前台四丁目

夢前川

広畑区蒲田

県道距離環状線

広畑区蒲田

121

認定	
番号	路線名
1	八幡397号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



広島区京見町

広島区則直

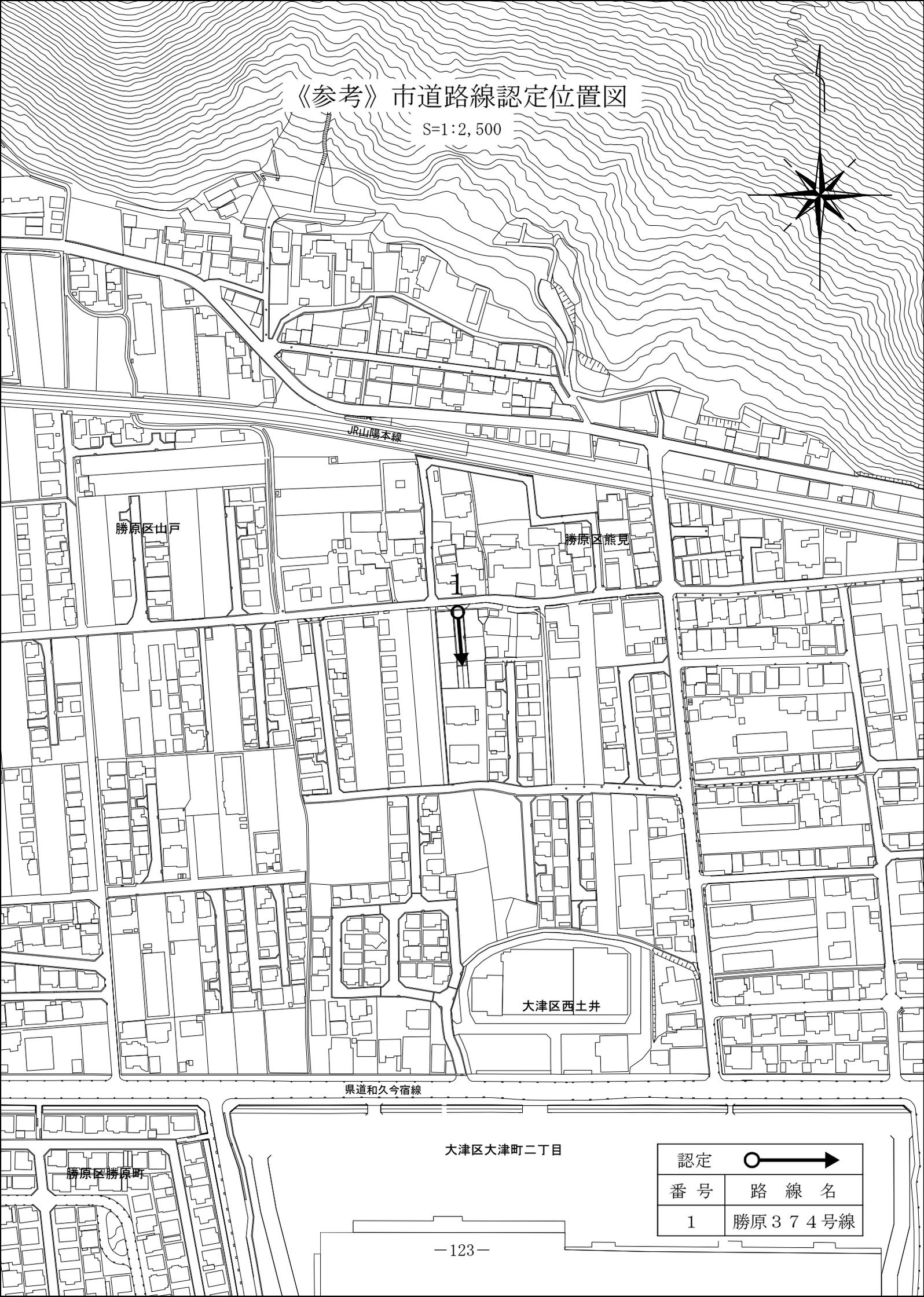
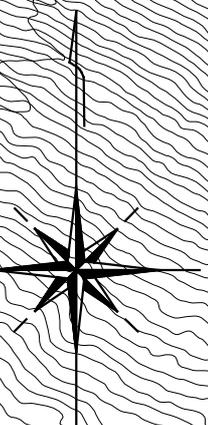
JR山陽本線

広島区小坂

認定	
番号	路線名
1	八幡398号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



認定	
番号	路線名
1	勝原374号線

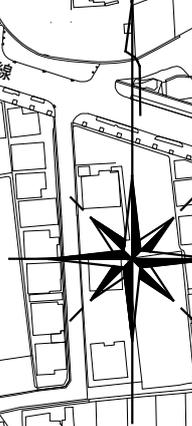
大津区大津町二丁目

網干区和久

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

県道和久今宿線



網干区坂出

勝原区宮甲



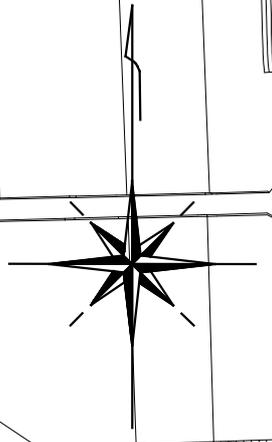
網干区宮内

市立朝日中学校

認定	
番号	路線名
1	勝原375号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



余部区下余部

網干区津市場

播磨川

2

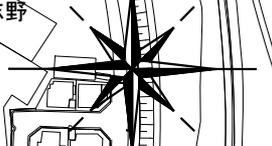
認定 番号	路線名
1	余部106号線
2	余部107号線

25

《参考》市道路線認定位置図

S:1:2,500

御国野町深志野



奥蓮花田御着停車場線

御国野町国分寺

1



天川

国道2号

認定 番号	路線名
1	御国野143号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500

国道250号

的形町の形

市立的形小学校

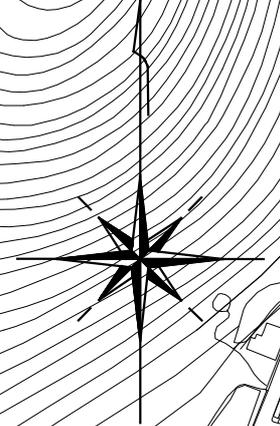
市立的形こども園

的形町福泊

認定	
番号	路線名
1	的形 98号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



香寺町野田

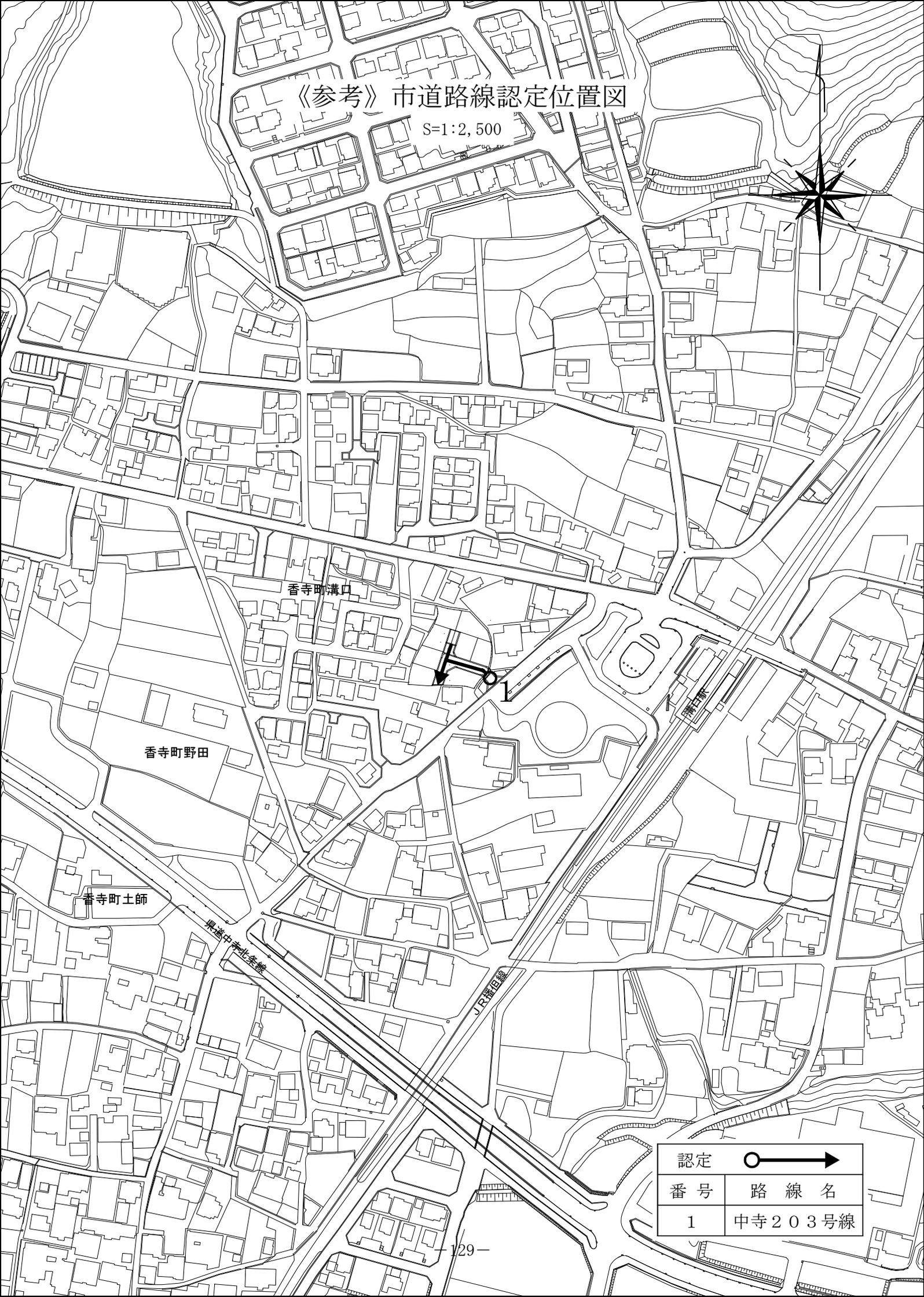
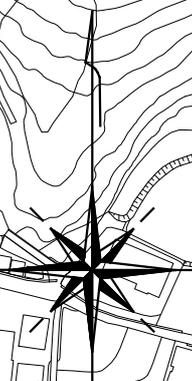
香寺町溝口

香寺町土師

認定 番号	路線名
1	中寺202号線

《参考》市道路線認定位置図

S=1:2,500



香寺町溝口

香寺町野田

香寺町土師

県道中寺北条線

JR福知山線

認定	
番号	路線名
1	中寺203号線

議 案 第 59号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めることについて

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定めたい。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により提出する。

総 合 整 備 計 画

兵庫県 姫路市 家島辺地
(辺地の人口 2,182人 面積 5.4k㎡)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 姫路市家島町宮及び姫路市家島町真浦 |
| (2) 地域の中心の位置 | 姫路市家島町真浦2374番地 |
| (3) 辺地度点数 | 115点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

家島町における学校給食は、家島学校給食センターを家島小学校内に設置し、調理した給食を町内2小学校及び2中学校に配送している。

家島学校給食センターは空調機がなく、学校給食衛生管理基準に基づいた調理室内の適正な温度及び湿度を保つため、家島学校給食センターに係る空調設備設置工事を行うもの

3 公共的施設の整備計画

令和7年度 1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
家島学校給食センター	姫路市	50,071	1,988	48,083	48,000
合計		50,071	1,988	48,083	48,000

議 案 第 60号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により本市の特定の事務を取り扱う郵便局を下記のとおり指定したい。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により提出する。

記

1 指定する郵便局の名称

姫路郵便局

2 指定する郵便局において取り扱う事務

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第6号から第9号までに掲げる事務（同条第8号に掲げる事務にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定に基づく同法第2条第7項の個人番号カードの交付の申請の受付に限る。）

3 事務を取り扱う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

議 案 第 61号

令和 7年 2月17日

姫路市長 清 元 秀 泰

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の選任について

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議会議員の任期満了に伴い、後任議員として下記の者を選任したい。

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合同約第6条の規定により提出する。

記

白	井	勝	進
平	石	信	幸
青	田	光	弘
小	林	紀	久
平	石		満
福	本	明	博
谷	口	秀	文
坪	田	義	彦
大	塚	哲	也
久	斗	讓	二
鎌	谷	和	弘
藤	尾	茂	樹

議 案 第 6 2 号

令和 7 年 2 月 1 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和 5 年 6 月 2 6 日議案第 6 8 号にて議決を得た都市計画道路広畑幹線ほか 1 路線
橋梁下部（その 2）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「3 8 1, 1 0 2, 7 0 0 円」を「3 9 3, 3 3 8, 3 9 5 円」に更正する。

報 告 第 1 号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 29号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	40,986円
事 件 の 概 要	令和5年3月29日8時35分頃、高砂市北浜町西浜1208番33地先の国道250号と高砂市道北浜62号線との交差点において、本市ごみ収集車と相手方小型乗用自動車とが衝突し、当該車両が損傷したもの

報 告 第 2 号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 30号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	138,600円
事件の概要	令和6年6月2日19時40分頃、神崎郡福崎町西田原1614番地5の相手方宅の敷地において、本市救急自動車が相手方所有の雨水浸透ますに接触し、当該雨水浸透ますに損害を与えたもの

報 告 第 3 号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 3 1 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告

- 3 住宅名

- 4 事件の概要

上記の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納したまま連絡がとれなくなっている。このため、明渡しを求める訴えを提起し、訴状の送達をもって契約を解除するものであ

る。

5 請求の要旨

上記の者について、本件市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び市営住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害金の支払を求める請求

報 告 第 4 号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 32号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	250,000円
事 件 の 概 要	令和6年10月9日14時頃、姫路市網干区新在家2061番1地先の市道網干103号線において、本市大型特殊自動車相手方普通乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 5 号

令和 7年 2月 17日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 1 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損 害 賠 償 額	91,345円
事 件 の 概 要	令和6年9月18日11時45分頃、姫路市東駅前町93番地先の幹第4号線において、本市軽貨物自動車と相手方普通乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの